

農地の畦畔等の管理について

現在、町内における畑や水田等の農地の畦畔等の管理不足が、近隣農業者だけでなく近隣住民や公衆用道路利用者に対し様々な迷惑を生じる要因となっています。

繁茂した畦畔の雑草が道路にはみ出していたり、刈り取った雑草が道端や水路に放置されたりすると、病害虫や事故・災害等の発生要因となる可能性があります。

また、本年度も6月末から7月にかけて、カメムシ防除を目的として、早期水稻無人ヘリ航空防除を計画しています。生産者（所有者）の方々には、適切な農地の畦畔等の管理に努めていただくようお願い申し上げます。

併せて、畑や水田等を耕耘した後は、ロータリーの泥などを落としてから道路を利用してくださいようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

肝付町役場農業振興課 ☎ 0994(65)8417

肝付町農業委員会事務局 ☎ 0994(65)8418



▲ 水路に繁茂した畦畔の雑草



▲ 道路にはみ出た甘藷のつるや雑草

訪問販売の「点検商法」にご注意下さい!!

■点検商法とは

床下や屋根、消火器、布団などを、「無料で点検する」と言って訪問し、「シロアリがいる」「瓦が割れている」「ダニだらけで病気になる」などと不安をあおり、必要のない工事や商品を契約させる手口です。



「今日だけ割引」「今、キャンペーン中」「あなただけ特別」(契約を急がせる)

「お宅からシロアリが出ている」「瓦がずれている」「壁にひびがある」(不安をあおる)

「法律で義務付けられている」(正規の点検を装う)

こんな誘い文句にご用心!



■おかしいと感じたらまず落ち着いて

●事業者は、業者名、訪問目的を告げる義務があります→「どなたですか、何のご用ですか」と確認しましょう。

●契約を急がせる誘い文句には要注意! →すぐに契約せず身近な人に相談しましょう。

●訪問者の名前、会社名、電話番号など連絡先をしっかりと確認しましょう!

※このような訪問販売の場合、契約後8日以内はクーリング・オフが可能です。

■クーリング・オフの方法や困ったな、おかしいなと思った時はお早めにご相談ください。

消費生活相談窓口(内之浦総合支所 産業創出課内) ☎ 0994(67)2116

消費者ホットライン ☎ 188 (土・日・祝日は県・又は国の相談センターに、つながります)